

令和8年3月3日

保護者の皆様

名取市立増田中学校 校長 菊池晃子

## 民法改正に伴う「共同親権」導入に関する学校の対応について

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、民法の改正により、離婚後の父母双方が親権を持つ「共同親権」の制度が導入されることとなりました。これに伴い、「親権・養育費・親子交流などに関する民法等改正の解説」（法務省民事局）及び「民法等の一部を改正する法律の概要」（法務省民事局）に基づき、本校における保護者様への連絡体制や、各種手続きにおける対応を以下の通り整理いたしました。

学校といたしましては、何よりも「お子様が安心して学校生活を送れること（子の利益）」を最優先に対応してまいります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 基本的な考え方

親権の形態（単独・共同）にかかわらず、日々の教育活動は、お子様と同居・監護されている保護者様との連携を基本に進めてまいります。

#### 2. 具体的な対応について

##### (1) 日常の連絡・緊急時の対応（欠席連絡、給食、軽微な怪我など）

迅速な対応が必要となるため、原則として「同居している保護者様」にご連絡・ご判断いただきます。 ※これまで通りの対応であり、変更はありません。

##### (2) 進路選択・転出入などの「重要事項」について

進学先の決定（高校受験等）、転校、パスポート取得の申請など、お子様の将来に関わる重要事項については、共同親権の場合、「父母双方の合意」が必要となる場合があります。学校への提出書類（願書、転学届等）に関しては、親権者間で十分に話し合われ、**合意形成がなされた上で**ご提出いただきますようお願いいたします。

※父母間で意見が対立している場合、学校が仲裁することはできませんのでご了承ください。

##### (3) 別居されている保護者様への情報提供について

別居されている親権者様から、お子様の学校での様子や成績等について問い合わせがあった場合、お子様の利益を害さない範囲で情報提供を行うことがあります。ただし、情報提供について特別な配慮が必要なご家庭事情がある場合は、必ず事前に担任または管理職までご相談ください。

#### 3. DV・虐待等の恐れがある場合（重要）

家庭裁判所からの保護命令（接近禁止命令等）や、自治体のDV支援措置を受けている場合は、直ちに学校へお知らせください。お子様の安全確保のため、加害リスクのある相手方への情報非開示や、引き渡し拒否などの対応を徹底いたします。  
**※公的な証明書類（決定通知書の写し等）の提出をお願いする場合があります。**

#### 4. お届け出のお願い

親権の状況に変更があった場合や、裁判所での協議・決定事項に変更があった場合は、速やかに学級担任までお知らせください。いただいた個人情報厳重に管理し、お子様の教育支援の目的以外には使用いたしません。

【本件に関するお問い合わせ】 増田中学校 教頭 電話：022-384-2329